

(第2回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 6 月 2 8 日
契 約 業 者 名	東鉄工業（株）
契 約 業 者 の 住 所	東京都新宿区信濃町 3 4
工 事 の 名 称	R 4 国道 3 5 7 号有明立体（山側）下部工事
工 事 場 所	東京都江東区有明地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	1. R C 橋脚工 2. 縁石工 3. 防護柵工 4. 構造物撤去工 5. 仮設工 6. 工期
工 期 (自)	令和 5 年 4 月 1 日
工 期 (至)	令和 7 年 2 月 2 8 日
変 更 前 の 契 約 金 額	3 6 9 , 3 8 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 5 5 , 9 9 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	4 2 5 , 3 7 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. R C 橋脚工 現地調査の結果、床堀土の現道利用による運搬が必要となったため、作業土工を増工する。 2. 縁石工 現地調査の結果、歩車道境界ブロックの・設置が必要となったため、縁石工を追加する。 3. 防護柵工 現地調査の結果、立入防止柵の設置が必要となったため、防止柵工を増工する。 4. 構造物撤去工 現地調査の結果、立入防止柵の撤去が必要となったため、防護柵撤去工を追加する。 また、歩車道境界ブロックの撤去が必要となったため、縁石撤去工を追加する。 5. 仮設工 関係機関との協議の結果、仮締切の構造変更が必要となったため、土留・仮締切工の増工を行う。 6. 工期 工期は、ボーリング調査の結果、Y P 8 橋脚において杭長の変更が必要となったことから関係機関協議に時間を要するため工事を中止していた。また、警察との協議の結果、一部工種の施行時間が夜間に変更となり、施工に時間を要することとなったため工期を 2 3 4 日間延長し、令和 7 年 2 月 2 8 日までとする。